

令和2年度

## 第1回 東京都教員育成協議会

令和2年7月14日（火）  
都庁都議会議事堂1階都民ホール  
午後3時から午後5時まで

### < 次 第 >

#### 1 挨拶

教育監 宇田 剛

#### 2 委員自己紹介

#### 3 協議

(1) 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標について

(2) 教員の資質向上に関する取組について

・オンライン授業、研修、校内におけるOJT等の実施状況及び成果と課題

#### 4 事務連絡

・第2回 東京都教員育成協議会

令和2年10月16日（金） 午後3時から午後5時 都庁内会議室（後日連絡）

### <資料一覧>

[資料1] 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（養護教諭）案

[資料2] 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（栄養教諭）案

[資料3] 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について（平成29年7月 東京都教育委員会）

[資料4] 東京都教員育成協議会設置要綱

[資料5] 東京都教員育成協議会運営規則

[資料6] 令和元年度東京都教員育成協議会委員名簿

(参考1) 「平成31（2019）年度東京都教職課程ハンドブック 未来を創る子供を育てる～東京都でああなたの夢をかみえませんか～」（平成31年3月東京都教育委員会）

(参考2) 「東京の先生になろう TOKYO STAGE」（平成31年度（2019年度）東京都教育委員会）

成長段階の設定

成長段階については、教員が目指すべきキャリアステージが職層と一致するよう、その職層に応じて身に付けるべき力を示します。

養護教諭					教育管理職				
成長段階	養護教諭		主任養護教諭	主幹教諭（養護）		副校長	校長		
	基礎形成期	伸長期	充実期	11年目～					
	1～3年目	4年目～	9年目～						
求められる能力や役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養護教諭としての基礎的な力を身に付ける。</li> <li>○教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知識や経験に基づく実践力を高め、初任者等に助言する。</li> <li>○主任教諭等を補佐し、分掌組織の一員として貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割を担う。</li> <li>○同僚や若手教員への指導的役割を担う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営組織における中心的な役割を担う。</li> <li>○管理職を補佐し、教員を育成する。</li> </ul>	<b>教育管理職候補者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○副校長として必要な学校運営ができる力を身に付ける。</li> <li>○自校の課題について、管理職の視点から解決策を立案できる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校経営の視点で、組織目標の達成や人的管理ができる力を身に付けるとともに、所属職員の人材育成について責任をもつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育者として高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる力を身に付けるとともに、副校長等の人材育成について責任をもつ。</li> </ul>	
教員が身に付けるべき力	学習指導力、保健管理に関する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒理解に基づき、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育ができる。</li> <li>・児童・生徒の健康状況を把握し、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理を適切に行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手教員の指導上の課題を捉え、助言・提案等ができる。</li> <li>・児童・生徒の健康状況を把握し、保健管理を適切に行い、実態や課題を捉えて解決策を提案することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間授業計画の実施状況を把握し、学年主任や教科主任に指導・助言できる。</li> <li>・学校全体の年間授業計画や授業改善推進プラン、個別指導計画、評価計画等を作成することができる。</li> </ul>	<b>学校マネジメント能力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>学校経営力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営方針に基づき、担当した分掌における課題について解決策を提案し、教職員を支援・指導して課題を解決できる。</li> </ul> </li> <li><b>外部折衝力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に対する保護者等からの要望や苦情に副校長と共に対応し、解決することができる。</li> </ul> </li> <li><b>人材育成力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の課題解決に向けて、研修等について管理職に提案し、教職員を指導・育成することができる。</li> </ul> </li> <li><b>教育者としての高い見識</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都教育委員会及び所属する区市町村教育委員会の教育目標や教育施策について学び、日頃の教育実践に生かしている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長の経営方針を踏まえ、学校が組織として機能するよう、全教職員を適材適所に配置して、課題を解決できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営目標達成のため、学校経営上の課題を早期に把握し、課題解決のため、組織的に学校改革を推進することができる。</li> </ul>		
	生活指導力・進路指導力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談や心身の健康観察、情報収集を教職員と連携して行いながら、児童・生徒理解を深めることができる。</li> <li>・児童・生徒と信頼関係を構築し、生活指導上の問題に直面した際、他の教員に相談しながら解決できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内支援体制の充実及び関係機関との連携を図りながら、個別の保健指導や健康相談を行うことができる。</li> <li>・学年や学級の生活指導上の問題について、共に対応したり、効果的な指導方法について助言したりできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手教員が抱える課題に気づき、解決に向け指導・助言することができる。</li> <li>・児童・生徒に自己有用感をもたせることができる。</li> <li>・自校の課題について、解決策を提案することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の観察や他の教員からの情報収集に基づき、自校の生活指導・進路指導の課題を捉え、管理職と連携して、改善策を提案し、実行することができる。</li> <li>・指導方針や指導方法の徹底に向け主任教諭等への指示や連絡・調整を行うことができる。</li> <li>・児童・生徒の個性や能力を把握し、自己実現に向けた生活指導・進路指導の計画・実施を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域、関係機関の意見や要望を的確に把握し、外部人材活用や関係諸機関との連携を積極的に進めて、校長の助言を受け、適切に対応できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域、関係機関等との信頼関係を築き、適切に外部人材を活用した学校経営ができる。</li> </ul>	
	外部との連携・折衝力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に応じて保護者や地域、関係機関と連携を図り、上司や先輩の助言に基づいて、解決に向けて取り組むことができる。</li> <li>・健康課題の解決及び健康の保持増進について、学級担任、保護者、関係機関等と取り組むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に応じて保護者や地域、関係機関と協働し、他の教員と連携しながら、課題解決することができる。</li> <li>・健康課題の解決及び健康の保持増進について、学級担任、保護者、関係機関等と連携して取り組むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等に対し学校の考えを明確に示すとともに、情報収集を適切に行うなどして、円滑な関係を築くことができる。</li> <li>・保護者・地域・関係機関と協働し、教育活動をより高いものにする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者・地域・関係機関からの苦情や要望に対して、円滑かつ迅速な対応を図ることができる。</li> <li>・外部への情報発信や広報について、管理職と連携して、ねらいに基づいた計画を立て、実施することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長と共に授業観察等を積極的に行い、全教職員の適性や能力を把握し、個々の職員に合った人材発掘と人材育成ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事考課制度を有効に活用し、教員の能力開発を行うとともに、副校長や管理職候補者等の人材発掘と人材育成ができる。</li> </ul>	
	学校運営力・組織貢献力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室経営案の作成及び適切な保健室経営をすることができる。</li> <li>・学校保健計画の策定など、組織の一員として校務に積極的に参画できる。</li> <li>・上司や先輩へ適切に報告・連絡・相談するなど、円滑なコミュニケーションを図り校務を遂行できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の健康課題を踏まえて、保健室経営案の作成及び適切な保健室経営をすることができる。</li> <li>・学校保健計画の策定など、担当する校務分掌についての企画・立案や改善策を提案できる。</li> <li>・上司や同僚とコミュニケーションを図りながら、円滑に校務を遂行できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の健康課題を解決するために、組織的な保健室経営案を作成し、適切な保健室経営をすることができる。</li> <li>・主幹教諭を補佐し、職務を遂行するとともに、学校保健計画の策定など担当する校務分掌の職務について、教諭等に指導・助言ができる。</li> <li>・学校の課題を捉え、校長・副校長や主幹教諭に対応策等について提案できる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会議や校務を遂行する場において、校長の経営方針を周知徹底し、学校運営を行うことができる。</li> <li>・校務分掌全体の進行管理や分掌間の調整をするとともに、管理職と十分協議して学校運営をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題についての正しい認識に基づき、自校の問題点に気づき、管理職に解決に向けた進行管理を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修や自己啓発を通して、学校の危機管理、学校マネジメントや経営哲学等を学び、実践することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に対する地域、保護者等都民の期待や保護者のニーズを把握し、高い見識や教育理念に基づいた学校経営を行い、期待に応えることができる。</li> </ul>
	教育課題に関する対応力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題に関わる法的な位置付けや学習指導要領の記述を確認するなどして課題に対する知見をもち、主体的に対応することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題についての理解を深め、主任教諭等を補佐し、分掌組織の一員として、課題解決のために貢献できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題に関する校務分掌での重要な役割を担い、主幹教諭を補佐するとともに、同僚や若手教員に対して適切な助言ができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題について高い専門性と優れた指導力を身に付け、学校組織における中心的な役割を担うとともに、管理職を補佐し、教員の対応力向上に関して適切に指導・助言できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題についての高い見識をもち、自校の教育目標の実現に向けて適切に対応することができる。解決に向けた目標設定を行い、的確に役割指示と組織編制を行い、見直しをもって進行管理及び評価・改善することができる。</li> </ul>		

資料2 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（栄養教諭） 東京都教員育成協議会（第1回）案 0714

成長段階の設定

成長段階については、教員が目指すべきキャリアステージが職層と一致するよう、その職層に応じて身に付けるべき力を示します。

栄養教諭					教育管理職				
成長段階	栄養教諭		主任栄養教諭	主幹教諭（栄養）		副校長	校長		
	基礎形成期 1～3年目	伸長期 4年目～	充実期 9年目～	11年目～					
求められる能力や役割	○栄養教諭としての基礎的な力を身に付ける。 ○教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	○知識や経験に基づく実践力を高め、初任者等に助言する。 ○主任教諭等を補佐し、分掌組織の一員として貢献する。	○校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割を担当する。 ○同僚や若手教員、地区の栄養教諭及び食育リーダー等へ指導的役割を担う。	○学校運営組織における中心的な役割を担う。 ○管理職を補佐し、教員を育成する。	<b>教育管理職候補者</b> ○副校長として必要な学校運営ができる力を身に付ける。 ○自校の課題について、管理職の視点から解決策を立案できる。				
教員が身に付けるべき力	学習指導力・学校給食の管理に関する力	・地区における食育推進に取り組み、同僚、食育リーダー、関係機関等と円滑な連携を図ることができる。 ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒理解に基づき、学級担任等と連携を図りながら、食に関する指導を進めることができる。 ・学校給食の意義及び背景を理解し、専門的な知識・技能を活用しながら、学校給食の管理を行うことができる。	・専門的な知識・技能を活用し、地区における食育推進の意義及び背景を理解した上で、地区内の状況を把握及び管理することができる。 ・栄養教諭への助言や支援及び食育リーダー等への支援を行うことができる。 ・若手教員の指導上の課題を捉え、助言・提案等を行うことができる。	・年間授業計画の実施状況を把握し、学年主任や教科主任に指導・助言できる。 ・学校全体の年間授業計画や授業改善推進プラン、個別指導計画、評価計画等を作成することができる。	<b>学校マネジメント能力</b> 学校経営力 ・学校経営方針に基づき、担当した分掌における課題について解決策を提案し、教職員を支援・指導して課題を解決できる。 外部折衝力 ・学校に対する保護者等からの要望や苦情に副校長と共に対応し、解決することができる。 人材育成力 ・学校の課題解決に向けて、研修等について管理職に提案し、教職員を指導・育成することができる。 教育者としての高い見識 ・東京都教育委員会及び所属する区市町村教育委員会の教育目標や教育施策について学び、日頃の教育実践に生かしている。 教育課題に関する対応力 ・教育課題についての正しい認識に基づき、自校の問題点に気づき、管理職に解決策に向けた進行管理を行うことができる。	学校経営力	・校長の経営方針を踏まえ、学校が組織として機能するよう、全教職員を適材適所に配置して、課題を解決できる。	・学校経営目標達成のため、学校経営上の課題を早期に把握し、課題解決のため、組織的に学校改革を推進することができる。	
	生活指導力・進路指導力	・保護者等からの食に関する相談に応じ、特別の配慮を必要とする児童・生徒に対する個別的な指導を行うことができる。 ・食に関する健康課題について専門知識を有し、個々の状況に応じて、教職員へ周知を図るとともに、的確な対応ができる。	・食に関して特別の配慮を必要とする児童・生徒に対し、校内支援体制の充実及び関係機関との連携を図りながら、個別的な指導を行うことができる。 ・生活指導上の問題について、学級担任や養護教諭等と連携して対応できる。	・若手教員が抱える課題に気づき、解決に向け指導・助言することができる。 ・児童・生徒に自己有用感をもたせることができる。 ・自校の課題について、解決策を提案することができる。		・児童・生徒の観察や他の教員からの情報収集に基づき、自校の生活指導・進路指導の課題を捉え、管理職と連携して、改善策を提案し、実行することができる。 ・指導方針や指導方法の徹底に向け主任教諭等への指示や連絡・調整を行うことができる。 ・児童・生徒の個性や能力を把握し、自己実現に向けた生活指導・進路指導の計画・実施を行うことができる。	外部折衝力	・保護者や地域、関係機関の意見や要望を的確に把握し、外部人材活用や関係諸機関との連携を積極的に進めて、校長の助言を受け、適切に対応できる。	・保護者や地域、関係機関等との信頼関係を築き、適切に外部人材を活用した学校経営ができる。
	外部との連携・折衝力	・食に関する情報発信や広報を行い、保護者や地域、関係機関との連携を深めることができる。 ・課題に応じて保護者や地域、関係機関と連携を図り、上司や先輩の助言に基づいて、解決に向けて取り組むことができる。	・課題に応じて保護者や地域、関係機関と協働し、他の教員と連携しながら、課題を解決することができる。 ・学校からの情報発信や広報、外部からの情報収集を適切に行うことができる。	・関係機関等に対し学校の考えを明確に示すとともに、情報収集を適切に行うなどして、円滑な関係を築くことができる。 ・保護者・地域・関係機関と協働し、教育活動をより高いものにできる。		・保護者・地域・関係機関からの苦情や要請に対して、円滑かつ迅速な対応を図ることができる。 ・外部への情報発信や広報について、管理職と連携して、ねらいに基づいた計画を立て、実施することができる。	人材育成力	・校長と共に授業観察等を積極的に行い、全教職員の適性や能力を把握し、個々の職員に合った人材発掘と人材育成ができる。	・人事考課制度を有効に活用し、教員の能力開発を行うとともに、副校長や管理職候補者等の人材発掘と人材育成ができる。
	学校運営力・組織貢献力	・食に関する指導の全体計画の策定など、組織の一員として校務に積極的に参画できる。 ・上司や先輩へ適切に報告・連絡・相談するなど、円滑なコミュニケーションを図りながら、円滑に校務を遂行できる。	・食に関する指導の全体計画の策定など、担当する校務分掌についての企画・立案や改善策を提案できる。 ・上司や同僚とコミュニケーションを図りながら、円滑に校務を遂行できる。	・主幹教諭を補佐し、職務を遂行するとともに、担当する校務分掌の職務について、教諭等に指導・助言ができる。 ・学校の課題を捉え、校長・副校長や主幹教諭に対応策等について提案できる。		・各会議や校務を遂行する場において、校長の経営方針を周知徹底し、学校運営を行うことができる。 ・校務分掌全体の進行管理や分掌間の調整をするとともに、管理職と十分協議して学校運営をすることができる。	教育者としての高い見識	・研修や自己啓発を通して、学校の危機管理、学校マネジメントや経営哲学等を学び、実践することができる。	・教育に対する地域、保護者等都民の期待や保護者のニーズを把握し、高い見識や教育理念に基づいた学校経営を行い、期待に応えることができる。
	教育課題に関する対応力	・教育課題に関わる法的な位置付けや学習指導要領の記述を確認するなどして課題に対する知見をもち、主体的に対応することができる。	・教育課題についての理解を深め、主任教諭等を補佐し、分掌組織の一員として、課題解決のために貢献できる。	・教育課題に関する校務分掌での重要な役割を担い、主幹教諭を補佐するとともに、同僚や若手教員に対して適切な助言ができる。		・教育課題について高い専門性と優れた指導力を身に付け、学校組織における中心的な役割を担うとともに、管理職を補佐し、教員の対応力向上に関して適切に指導・助言できる。	教育課題に関する対応力	・教育課題についての高い見識をもち、自校の教育目標の実現に向けて適切に対応することができる。解決に向けた目標設定を行い、的確に役割指示と組織編制を行い、見通しをもって進行管理及び評価・改善することができる。	

# 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

社会状況や子供を取り巻く環境の変化に伴い、学校教育における課題は一層複雑化・多様化しています。そのため、これからの教員には、今までの指導方法を見直し、工夫・改善するとともに、保護者や地域、関係機関等と連携・協働する力の育成が必要となっています。

東京都教育委員会では、これら学校を取り巻く社会状況の変化に対応できるよう、平成20年10月に「東京都教員人材育成基本方針（平成27年2月一部改正）」を策定し、計画的に人材育成に取り組んできました。

今般、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行により、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長・副校長及び教員としての資質に関する指標の作成が求められています。そこで、東京都教育委員会は、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）」を策定し、教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるようにしました。

## 東京の将来像と 目指すべき子供 たちの姿

- 誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現
- グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間
- 共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間

「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」(平成29年1月 東京都)

### 東京都の教育に求められる教師像

- **教育に対する熱意と使命感をもつ教師**
    - ・ 子供に対する深い愛情
    - ・ 教育者としての責任感と誇り
    - ・ 高い倫理観と社会的常識
  - **豊かな人間性と思いやりのある教師**
    - ・ 温かい心、柔軟な発想や思考
    - ・ 幅広いコミュニケーション能力
  - **子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる教師**
    - ・ 一人一人のよさや可能性を見抜く力
    - ・ 教科等に関する高い指導力
    - ・ 自己研さんに励む力
  - **組織人としての責任感、協調性を有し、互いに高め合う教師**
    - ・ より高い目標にチャレンジする意欲
    - ・ 若手教員を育てる力
    - ・ 経営参加への意欲
- 「東京都教員人材育成基本方針」  
(平成20年10月 東京都教育委員会)

### 今後の教育施策における重要事項

- 1 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
- 2 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- 3 世界で活躍できる人材の育成
- 4 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
- 5 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
- 6 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
- 7 オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 8 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」(平成29年1月 東京都)

# 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標

## 成長段階の設定

成長段階については、教員が目指すべきキャリアステージが職層と一致するよう、その職層に応じて身に付けるべき力を示します。

教 員					教育管理職			
成長段階	教諭		主任教諭	指導教諭	主幹教諭	副校長	校長	
	基礎形成期	伸長期	充実期					
	1～3年目	4年目～	9年目～	11年目～				
求められる能力や役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員としての基礎的な力を身に付ける。</li> <li>○教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知識や経験に基づく実践力を高め、初任者等に助言する。</li> <li>○主任教諭を補佐し、分掌組織の一員として貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割を担う。</li> <li>○同僚や若手教員への指導的役割を担う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高い専門性と優れた指導力を身に付け、都立学校教員全体の授業力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営組織における中心的な役割を担う。</li> <li>○管理職を補佐し、教員を育成する。</li> </ul>	<b>教育管理職候補者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○副校長として必要な学校運営ができる力を身に付ける。</li> <li>○自校の課題について、管理職の視点から解決策を立案できる。</li> </ul>		
教員が身に付けるべき力	学習指導力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の趣旨を踏まえ、ねらいに迫るための指導計画の作成及び学習指導を行うことができる。</li> <li>・児童・生徒の興味・関心を引き出し、個に応じた指導ができる。</li> <li>・主体的な学習を促すことができる。</li> <li>・学習状況を適切に評価し、授業を進めることができる。</li> <li>・授業を振り返り、改善できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の主体的な学習を促し、若手教員の模範となる授業ができる。</li> <li>・若手教員の指導上の課題を捉え、助言・提案等ができる。</li> <li>・授業改善や授業評価について、実態や課題を捉え、解決策を提案できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの授業を積極的に公開するとともに、自校又は他校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言することができる。</li> <li>・教科指導資料等の開発、模範となる教科指導のための教材開発等を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間授業計画の実施状況を把握し、学年主任や教科主任に指導・助言できる。</li> <li>・学校全体の年間授業計画や授業改善推進プラン、個別指導計画、評価計画等を作成することができる。</li> </ul>	<b>学校マネジメント能力</b> <b>学校経営力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営方針に基づき、担当した分掌における課題について解決策を提案し、教職員を支援・指導して課題を解決できる。</li> </ul> <b>外部折衝力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に対する保護者等からの要望や苦情に副校長と共に対応し、解決することができる。</li> </ul> <b>人材育成力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の課題解決に向けて、研修等について管理職に提案し、教職員を指導・育成することができる。</li> </ul> <b>教育者としての高い見識</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都教育委員会及び所属する区市町村教育委員会の教育目標や教育施策について学び、日頃の教育実践に生かしている。</li> </ul> <b>教育課題に関する対応力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題についての正しい認識に基づき、自校の問題点に気付き、管理職に解決策を提案し、課題解決に向けた進行管理を行うことができる。</li> </ul>		
	生活指導力・進路指導力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒と信頼関係を構築して、授業、学級での規律を確立できる。</li> <li>・生活指導上の問題に直面した際、他の教員に相談しながら解決できる。</li> <li>・児童・生徒の状況に応じたキャリア教育の計画を立てることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他学年や他学級の生活指導上の問題について、共に対応したり、効果的な指導方法について助言したりできる。</li> <li>・児童・生徒の個性や能力の伸長及び社会性の育成を通して自己実現を図る指導を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手教員が抱える課題に気付き、解決に向け指導・助言することができる。</li> <li>・児童・生徒に自己有用感をもちさせることができる。</li> <li>・自校の課題について、解決策を提案することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の観察や他の教員からの情報収集に基づき、自校の生活指導・進路指導の課題を捉え、管理職と連携して、改善策を提案し、実行することができる。</li> <li>・指導方針や指導方法の徹底に向け主任教諭等への指示や連絡・調整を行うことができる。</li> <li>・児童・生徒の個性や能力を把握し、自己実現に向けた生活指導・進路指導の計画・実施を行うことができる。</li> </ul>			
	外部との連携・折衝力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に応じて保護者や地域、外部機関と連携を図り、学年主任の助言に基づいて、解決に向けて取り組むことができる。</li> <li>・保護者会等の進め方を理解し、保護者に伝える内容を整理するとともに、信頼関係を構築することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者・地域・外部機関と協働し、課題を解決することができる。</li> <li>・学校からの情報発信や広報、外部からの情報収集を適切に行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部機関等に対し学校の考えを明確に示すとともに、情報収集を適切に行うなどして、円滑な関係を築くことができる。</li> <li>・保護者・地域・外部機関と協働し、教育活動をより高いものにできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者・地域・外部機関からの苦情や要請に対して、円滑かつ迅速な対応を図ることができる。</li> <li>・模範授業及び公開授業を実施し、教科等の指導技術を普及することができる。</li> <li>・外部への情報発信や広報について、管理職と連携して、ねらいに基づいた計画を立て、実施することができる。</li> </ul>			
	学校運営力・組織貢献力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の一員として校務に積極的に参画できる。</li> <li>・上司や先輩へ適切に報告・連絡・相談するなど、円滑なコミュニケーションを図り校務を遂行できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する校務分掌についての企画・立案や改善策を提案できる。</li> <li>・上司や同僚とコミュニケーションを図りながら、円滑に校務を遂行できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主幹教諭を補佐し、職務を遂行するとともに、担当する校務分掌の職務について、教諭等に指導・助言ができる。</li> <li>・学校の課題を捉え、校長・副校長や主幹教諭に対応策等について提案できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会議や校務を遂行する場において、校長の経営方針を周知徹底し、学校運営を行うことができる。</li> <li>・教科指導力向上に必要な研修や校内研究等の企画を提案し、実施できる。</li> <li>・校務分掌全体の進行管理や分掌間の調整をするとともに、管理職と十分協議して学校運営をすることができる。</li> </ul>			
	教育課題に関する対応力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題に関わる法的な位置付けや学習指導要領の記述を確認するなどして課題に対する知見をもち、主体的に対応することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題についての理解を深め、主任教諭を補佐し、分掌組織の一員として、課題解決のために貢献できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題に関する校務分掌での重要な役割を担い、主幹教諭を補佐するとともに、同僚や若手教員に対して適切な助言ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題について高い専門性と優れた指導力を身に付け、学校組織における中心的な役割を担うとともに、管理職を補佐し、教員の対応力向上に関して適切に指導・助言できる。</li> </ul>			

指標の「教育課題に関する対応力」の具体的な項目について、以下のとおり、様々な教育課題の中から、東京都教育施策大綱、東京都教育ビジョン等において示されている内容に基づき、これからの東京都の学校教育を推進していく教員に求められる項目を示しています。

なお、各教育課題の解決に実際に取り組んでいく教員と、各教育課題の解決に向けた指導・助言及び組織的な体制づくりを推進する教育管理職とに分けて示しています。

教育課題	教員	教育管理職
<b>グローバル人材の育成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒に対して、日本人としての自覚と誇りを涵養し、豊かな国際感覚を醸成することができる。</li> <li>・児童・生徒に対して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成できる。</li> <li>・児童・生徒に対して、相手の意図や考えを的確に理解した上で、論理的に説明したり、反論・説得したりする能力を育成できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバル化についての高い見識をもち、自校の教育活動において、豊かな国際感覚を醸成する指導ができていくかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。</li> </ul>
<b>人権教育の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒一人一人の人権に配慮して指導することができる。</li> <li>・児童・生徒が人権課題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消しようとする態度と実践力を育む指導ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重についての高い見識をもち、自校の教育活動において、様々な偏見や差別等をなくす指導ができていくかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。</li> </ul>
<b>道徳教育の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒に、他者への思いやりや、かけがえのない生命を大切にできる気持ちや育むことができる。</li> <li>・よりよく生きるための基盤となる道徳性を、児童・生徒自らが考え、議論し、行動しながら身に付けられる指導ができる。</li> <li>・学校、家庭、地域が連携し、子供たちの豊かな心の育成を図ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を身に付けることができるよう、教育活動全体及び保護者や地域、関係機関等と連携して子供たちの豊かな心の育成を図ることができる。</li> </ul>
<b>不登校に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒にとって魅力ある学級をつくり、豊かな人間関係を育むことができる。</li> <li>・不登校の予兆についての気付き、積極的な声掛けや関わりなど、未然防止とともに初期段階での改善・解消に取り組むことができる。</li> <li>・不登校になったきっかけや継続理由を把握し、その児童・生徒に必要な支援を保護者や関係機関と連携を図りながら行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校及び不登校傾向の児童・生徒とその保護者に対する必要な支援や関係機関等との連携について高い見識をもち、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。</li> </ul>
<b>障害のある子供たちの多様なニーズへの対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすために、児童・生徒の実態を的確に把握して適切な指導・支援ができる。</li> <li>・本人・保護者と合意形成を図り、障害のある児童・生徒一人一人に対して合理的配慮ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育についての高い見識をもち、自校の教育活動において、必要な合理的配慮等が組織的に行われるよう、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。</li> </ul>
<b>いじめに関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや自殺等の防止に向けて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の具体的な取組を組織的に推進することができる。</li> <li>・児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等を早期に把握し、保護者や地域・関係機関等とも連携しながら解決に向けて組織的に対応する教員集団を育成することができる。</li> </ul>
<b>情報教育の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒に、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を育成することができる。</li> <li>・授業において、ICTを効果的に活用することにより、児童・生徒の学力の向上を図ることができる。</li> <li>・ICTを活用して校務の効率化を図ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報教育についての高い見識をもち、自校の教育活動において、ICTを効果的に活用した指導ができていくかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。</li> </ul>
<b>オリンピック・パラリンピック教育の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック・パラリンピック教育の目的や内容を正しく理解し、組織的・計画的に推進することにより、児童・生徒に対して重点的に育成すべき5つの資質を身に付けられるようにすることができる。</li> <li>・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じ、児童・生徒一人一人の心と体に人生の糧となるレガシーを形成するための指導ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じ、児童・生徒一人一人の心と体に人生の糧となるレガシーを形成させるためにはどのような教育活動ができるかを構想し、自校の教育活動において組織的に推進することができる。</li> </ul>
<b>学校安全に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の安全管理について、教職員間の情報共有を確実に図りながら自身の意識を高めるとともに、事件・事故に対して、迅速かつ的確に判断し、対応することができる。</li> <li>・児童・生徒一人一人の健康状況等を確実に把握し、食物アレルギー等に対する知識・理解を深め、適切に対応することができる。</li> <li>・児童・生徒に対して、防災に関する知識、思考力、判断力や行動力、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けられるようにすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の安全管理、事件・事故への対応、食物アレルギー等の学校の安全管理に関する高い見識をもち、安全管理に対して組織的に対応する教員集団を育成するとともに、適切な判断・指示を行うことができる。</li> </ul>

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

東京都教育委員会 平成29年10月 東京都教育委員会印刷物登録 平成29年度第93号

編集・発行 東京都教育庁人事部職員課

東京都教育庁指導部指導企画課

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

印刷会社 株式会社モモデザイン



## 東京都教員育成協議会 設置要綱

## (設置)

第 1 東京都教育委員会は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「法」という。）第 22 条の 5 第 1 項の規定に基づき、東京都教員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌)

第 2 協議会は、東京都教育委員会が教員の研修や資質向上に関係する大学等（以下「関係大学等」という。）と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を行う。

## (協議事項)

第 3 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 22 条の 3 第 1 項に定める校長及び教員としての資質に関する指標に関する事項
- (2) 教員の養成に関する事項
- (3) 教員の資質・能力の向上に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## (構成)

第 4 協議会は、関係大学等の教授等、東京都内区市町村教育委員会教育長、東京都公立小・中学校長、東京都立学校長及び東京都教育庁関係者により構成される委員をもって構成する。

2 協議会の委員は、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

## (臨時委員)

第 5 第 4 に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者を、臨時委員に充てることができる。

## (委員任期)

第 6 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとし委員の再任は妨げない。

なお、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (意見聴取)

第 7 協議会は、必要に応じて関係者等の意見を聴取することができる。

## (庶務)

第 8 協議会の庶務は、教育庁総務部教育政策課及び人事部職員課の協力を得て、教育庁指導部指導企画課及び東京都教職員研修センター研修部教育開発課において処理する。

## (その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 東京都教員育成協議会 運営規則

平成 29 年 2 月 17 日

協議会決定

## (目的)

第 1 この規則は、東京都教員育成協議会設置要綱第 8 に基づき、東京都教員育成協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (会長及び副会長)

第 2 協議会に会長をおき、教育庁教育監の職にある者をもって充てる。

2 会長は協議会を主宰し、会務を総括する。

3 協議会に副会長をおき、教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。

4 副会長は会長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代理する。

## (事務局)

第 3 協議会の検討事項の整理等事務を処理するために、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、教育庁指導部指導企画課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局に副事務局長を置き、教育庁指導部企画推進担当課長及び東京都教職員研修センター企画部企画課長の職にある者をもって充てる。

4 事務局は、別紙に掲げる職にある者で構成する。

## (作業部会)

第 4 会長から指示のあった事務等を処理するために、協議会に作業部会をおく。

2 作業部会に部会長を置き、教育庁指導部主任指導主事の職にある者を充てる。

## (会議及び会議記録)

第 5 会議に係る資料、会議記録は、原則として公開とする。

## 附則

## (施行日)

この規則は、平成 29 年 2 月 17 日から施行する。

## 令和2年度東京都教員育成協議会委員

	所属	職	氏名
大学	東京学芸大学	副学長	佐々木 幸寿
	日本大学	教授	卜部 勝彦
	創価大学	教授	吉川 成司
	日本体育大学	教授	後藤 彰
教育委員会	江戸川区教育委員会	教育長	千葉 孝
	稲城市教育委員会	教育長	加藤 明
	奥多摩町教育委員会	教育長	若菜 伸一
学校	豊島区立西巢鴨小学校	校長	野村 友彦
	昭島市立昭和中学校	校長	並木 浩子
	都立富士高等学校	統括校長	野村 公郎
	都立中野特別支援学校	校長	和田 慎也
教育庁	教育監		宇田 剛
	総務部	総務部長	安部 典子
	人事部	人事部長	浅野 直樹
	指導部	指導部長	増田 正弘
	教職員研修センター	研修部長	石田 周